



Q  未婚のひとり親に対する控除制度ができたと聞きました。関連する制度と合わせて教えてください。

A  現行の寡婦・寡夫控除制度が見直され、婚姻歴や性別にかかわらず、全てのひとり親に同様の控除が適用されます。一方で、男女ともに所得制限が設けられます。

●改正概要● **減税**


全てのひとり親家庭の子供に対して、公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の改正がされます。

- ①未婚のひとり親が生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有し、かつ未婚のひとり親の合計所得金額が500万円以下である場合には寡婦（寡夫）控除を適用する。
- ②寡婦（寡夫）の要件について、住民票で事実婚であることが明記されている場合を除く。
- ③寡婦（寡夫）控除の適用について、寡婦（女性）に寡夫（男性）と同じ所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。
- ④子ありの寡夫（男性）の控除額（改正前27万円）について、子ありの寡婦（女性）と同額（35万円）とする。

		現行				改正後						
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除						
		配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
		合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	—	35	—	35
			子以外	27	27	27	27	27	—	27	—	—
	無	子	27	—	27	—	35	—	35	—	35	
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	27	—	27	—	35	—	35	—	35
			子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：財務省パンフレットより

令和2年分以降の所得税について適用

POINT  住民票で事実婚であることが明記されている場合とは、住民票の続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載があることを指し、その場合には、寡婦・寡夫控除の適用は受けられません。